

財務省告示第百二十号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平成十五年三月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十五年三月十八日

財務大臣 塩川 正十郎

一	名称及び記号	利付国庫債券（十年）（第二百四十七回）
二	発行の根拠法律及びその条項	国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条ノ二
三	振替法の適用等	社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法	郵政事業庁長官による国債の募集の取扱い及び取得による発行
五	発行金額	額面金額で百億円
六	払込金額	百億三千九百万円
七	最低額面金額	五万円
八	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
九	発行の日	平成十五年三月二十日
十	募集の価格	額面金額百円につき百円三十九銭
十一	利率	年〇・八パーセント
十二	初期利子	平成十五年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十四号において規定する期日について

いて同じ。)

$$\frac{\text{償還総額} \times 0.8 \times 1}{100 \times 2}$$

十三	第二期以後の利子	毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。	平成二十五年三月二十日
十四	償還金限度	額面金額百円につき百円	日本銀行
十五	償還金額		
十六	元金支		
十七	払集場所		平成十五年三月六日から平成十五年三月四日まで
十八	払込期日		平成十五年三月二十日